

## 南 知 多 名 産 品 認 定 基 準

この認定基準は別に定める「南知多名産品認定要綱」第 8 条に基づき、公平かつ適正に認定品を選定するにあたり定めるものである。

1. 選定項目は、次のとおりとする。

- (1) 商品自体の表現の豊かさ。(郷土色)
- (2) 包装を含めた商品全体の表現の豊かさ。(郷土色)
- (3) 商品と価格のバランス。
- (4) 南知多名産品としてふさわしい価格。
- (5) 包装物の過大性の可否。

ア. あげ底

内容物の保護又は、品質保全の限度を超えて、外見からは容易に判断することができないように容器の底をあげてはいないか。

イ. 額ぶち

あげ底と同様の目的をもって、額ぶち状に広い幅の縁どりを施してはいないか。

ウ. めがね

容器又は、外装に切抜きをし、中の見える部分のみに内容物を入れて全体に入っているように見せかけてはいないか。

エ. あんこ

内容物の保護又は、品質保全の限度を超えて、内容物の間に紙片、木毛、セロハン等を詰めていないか。

オ. 十二単衣

内容物の保護又は、品質保全の限度を超えて、内装を重ねていないか。

カ. その他

内容物に比し、過大な容器又は、包装をしていないか。

(8) その他

次に示す内容の表示がなされているかの確認。

ア. 商品名及び内容物等。

イ. 製造、販売業者の氏名又は、名称及び住所、(法人の場合は氏名を省略することができる。)

ウ. 重量又は価格。

エ. 消費期限又は賞味期限。

オ. 小売価格。

2. 民芸・工芸は工夫、美術性、郷土色等とする。

以上の項目について、菓子及び食品は、包装、表示、風味、品質、価格、意匠及び郷土色の 7 区分に分け、工芸品は創造性・堅牢性・意匠・郷土色及び価格の 5 区分とし、それぞれ評価・判定を行い、選定委員の半数以上が南知多名産品としてふさわしいと認めたものを名産品として選定する。